

FAX 0980-50-0145 にて申請してください。

※右記QRコードのフォームからでも申請いただけます。



↑加盟店申込
フォーム

なごむん商品券運営取扱事業者登録申請書兼誓約書兼承諾書

なごむん商品券事業 事務局 宛

| | | | | |
|----|--------------------------|-------------|------------|----------------|
| 0 | 記入日 | 令和6年 月 日 | | |
| 1 | 申請者 | 法人・個人 | 事業所名(法人名) | |
| 2 | 代表者名 | フリガナ | | |
| 3 | 所在地 | フリガナ 〒 | | |
| 4 | TEL | | FAX | |
| 5 | 連絡担当者名 | | Email (任意) | |
| 6 | 店舗名 (HP・パンフレット記載用店舗名) | フリガナ | 従業員数 | 人 |
| 7 | 店舗所在地 | フリガナ 〒 | 店舗面積 | m ² |
| 8 | 店舗 TEL | | 店舗 FAX | |
| 9 | 店舗担当者名 | | | |
| 10 | 商品券取り扱い区分 | 特定店舗用・共通店舗用 | | |

商品券取り扱い区分について

【特定店舗】
中小規模及び個人店舗【観光関連業／ホテル業／飲食業／小売業／小売卸業／製造業／製造販売業／販売業／建設業】名護市内に本社が所在している店舗及び事業所並びに個人事業主として、名護市に納税している店舗及び事業所（フランチャイズ契約による事業主も含む。）

【共通店舗】
上記以外のもの【大型量販店／スーパー／大型ショッピングセンター／県内・全国チェーン展開する店舗など】

※名護市内の店舗及び事業者がフランチャイズ契約等により店舗展開を行っている場合は、その経営実態が把握できる証明書（納税証明書）の証拠書類が必要となります。

■誓約書及び承諾書

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 商品券の再版・再流通を致しません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- 商品券の使用期間中（令和6年3月15日～6月30日）は取扱事業者として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- 商品券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
- 商品券の取扱い、参加店舗の責務のほか募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。
- 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 商品券の取扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に規定する営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗」、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」ではありません。
- 「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するかどうか関係機関に照会することに承諾します。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・パンフレットに掲載）について承諾します。

※業種は以下の業種一覧から選択し○をつけてください。

- スーパー
- コンビニ
- 飲食店
- 衣料(アパレル)・雑貨
- 家具・ホームセンター
- 家電量販店
- ドラッグストア・薬局・化粧品店
- 旅館・ホテル・宿泊施設・旅行業・観光業
- クリーニング
- 理容・美容・エステ・ネイルサロン
- 病院・診療所・整体・整骨院
- タクシー・代行
- 商店・お土産品店・小売業・小売卸業
- テイクアウト・飲食宅配(テイクアウト・飲食宅配のみの取り扱い)
- 給油所・自動車整備工場・自動車関連販売店
- その他()

申請にあたり「なごむん商品券運営取扱事業者募集要領」及び上記1～11のことについて遵守することを誓約し、12・13のことに承諾します。併せて下記に記載した内容に虚偽がないことを誓約し、取扱事業者登録の申込みを致します。

代表者署名

■振込口座について

| | | | |
|-------|----------|------|--|
| 口座名義 | フリガナ | | |
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 預金種類 | 普通・貯蓄・当座 | 口座番号 | |

申請期間
(随時) 令和6年2月下旬～令和6年5月31日(金)
※申請の内容を審査の上、特設ホームページ内の取扱事業者一覧には随時掲載いたします。

その他
・申請書の記載内容に疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。
・本券は名護市が認定した取扱店のみ、商品またはサービス等の支払いにご利用いただけます。
・本券をカラーコピー等により、変造、偽造して使用すると罰せられます。

事業者登録
申請のあった事業者については、「申請書」の内容を審査の上、取扱事業者として登録します。
登録された事業者には、後日、特定事業者登録証明書のほか、ポスター、換金依頼書等の取扱事業者キットを事業者住所へお送りいたします。(取扱事業者キットは4月上旬までに送付予定)
※登録不可である場合も、その旨を通知します。

| | | | |
|---|--|---|--|
| 番 | | 受 | |
| 査 | | 付 | |